

事実誤認で「時系列等報告書」を強要!! 会社が間違っているにも「業務指示違反」!?

今年、7月17日に新幹線の搭載機器に故障が発生しました。この故障の原因調査と修繕を東京第二車両所で行ないましたが、このときに、部品を固定するバンドが付いていなかったとして、会社は東京第一車両所の担当した組合員に「時系列等報告書」の作成を命じました。

「時系列等報告書」の作成を命じられた組合員は、「4月のことだから時系列は覚えていない。」「二人で確認しながら作業したのだからミスは無いはずだ。」と、「時系列等報告書」の作成はしませんでした。これに対して会社は「業務指示違反」を通告しました。

しかし、実際に作業した東二両の組合員に確かめたところ、「バンドは確実に付いていて、作業のために切った。」ということでした。

「業務指示違反」を通告された組合員は、「作業にミスは無かったのだから業務指示違反は撤回するべきだ。」と抗議しました。

しかし、対応した東一両藤沢一科長は「確認したらバンドは付いていた。」「しかし、管理者の指示に従わなかったのだから業務指示違反は撤回しない。」とこたえました。

会社が、誤った事実把握をして一方的に組合員に責任だけを押し付けることが許されて良いわけがありません。

理不尽な会社の横暴には断固として抗議の声をぶつけましょう!!

こんな理不尽は許されない!!

「時系列等報告書」を書くのは会社のほうだ!!
「業務指示違反」を撤回して謝罪しろ!!